
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **基本財務諸表：持分法投資損益の表示**

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）の基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトについて、2017 年 7 月に開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議で議論される項目のうち、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業（以下合わせて「投資先」という。）の純損益に対する持分相当額（以下「持分法投資損益」という。）の表示についてご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

ASAF 会議の目的

2. 持分法投資損益について、2016 年 12 月の IASB ボード会議では、財務業績計算書における持分法投資損益の表示場所について規定することについて検討することが暫定決定されている。このため、今回の ASAF 会議では、この点に関する ASAF メンバーの見解を得ることが目的とされている。

持分法投資損益の表示

（ペーパーの目的）

3. 持分法投資損益は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）の第 82 項(c)により、純損益計算書において別個の行項目として表示することが要求されているものの、具体的な表示場所については定められていない。
4. IASB スタッフのリサーチによれば、実務上、持分法投資損益の表示場所については、ばらつきがみられるとのことである。また、当該行項目をその場所に表示することについて、企業は特段説明をしていないとされている。
5. 持分法投資損益の特徴は、投資先の税引後純損益の持分相当額が純損益計算書に含めて表示される点にある。しかし、IAS 第 1 号の適用ガイダンスの IG6 項では、投資先の税引後純損益の持分相当額が、企業の税引前利益に含めて表示されている。
6. ASAF ペーパーの目的は、IASB が持分法投資損益を特定の場所に表示することを要求すべきかどうかを議論することにあるとしている。IASB スタッフは、当該行項目

の表示場所を特定することにより、結果として比較可能な EBIT¹が定義できる可能性があるともしている。

(利用者の意見)

7. IASB スタッフの研究によれば、多くの利用者は、重要な持分法投資に係る持分法投資損益について、企業の日常的な事業活動（コア事業活動）の評価とは切り離して、分析し、価値を算定しているとのことである。その理由として、次の点を挙げている。
 - (1) 投資先の活動は、企業の日常的な事業活動にとって付随的なもの（peripheral）であり（すなわち、不可欠なもの（integral）ではない）、企業のコアとなる事業活動の主要な源泉ではない。
 - (2) 投資先からの損益は、企業の完全に連結した損益とは質が異なるものである。なぜなら、企業は投資先を完全に支配していない（すなわち、重要な影響力を有しているのみである。）からである。
 - (3) 持分法投資損益は、（コア損益、非コア損益、財務損益及び税金といった）異なる種類の金額を混合したものである。利用者は通常、EBIT のような主要な財務指標の算定にあたり、非コア損益、財務損益及び税金を除外して分析を行っている。
8. 一方で、その他の利用者は、投資先が企業の日常的な事業活動にとって不可欠なものである場合に、持分法投資損益をコア事業の価値を算定する際に含めて評価していると述べたとのことである。

(IASB スタッフの分析)

9. 上述の状況に対処するため、IASB スタッフは、次のような分析を行った。
 - (1) IASB が、持分法投資損益を特定の場所に表示することを要求する場合、どこに表示させることが考えられるか。

多くの利用者が、主要な財務指標の算定にあたって持分法投資損益を無視しており、持分法投資損益を別個に分析している。これは、EBIT の表示を要求することとした場合、利用者は持分法投資損益を EBIT に含めない（EBIT の下に表示する）ことを選好することを示唆している。EBIT の下に表示する場合、次のアプローチが考えられる。

 - アプローチ A：税金費用の下に表示する方法（下図の左側の方法）

¹ 利息及び税金前利益 (Earnings before Interests and Taxes)

- アプローチ B：税引前利益の上に表示する方法（下図の右側の方法）

いずれの場合も、EBIT（下図において緑色にハイライトした小計）の名称を適切に変更する必要がある。

Approach A (after income tax)		Approach B (above profit before tax)	
Statement of Financial Performance		Statement of Financial Performance	
	2016		2016
	(in millions)		(in millions)
Revenue	11,292	Revenue	11,292
Cost of goods sold	(2,815)	Cost of goods sold	(2,815)
SG&A expense	(3,679)	SG&A expense	(3,679)
Management performance measure	4,798	Management performance measure	4,798
Litigation charges	(100)	Litigation charges	(100)
Goodwill impairment	(364)	Goodwill impairment	(364)
Fair value change in investment property	12	Fair value change in investment property	12
Dividend income	200	Dividend income	200
Earnings before finance income/expenses, tax and share of results of associates and joint ventures	4,546	Earnings before finance income/expenses, tax and share of results of associates and joint ventures	4,546
Finance income	203	Finance income	203
Finance expense	(116)	Finance expense	(116)
Profit before tax and share of results of associates and JVs	4,633	Share of profit of associates and JVs	1,000
Income tax expense	(815)	Profit before tax	5,633
Profit before share of results of associates and JVs	3,818	Income tax expense	(815)
Share of profit of associates and JVs	1,000	Profit for the year from continuing operations	4,818
Profit for the year from continuing operations	4,818	Loss from discontinued operations	(30)
Loss from discontinued operations	(30)	Profit for the year	4,788
Profit for the year	4,788		

アプローチ Aは、持分法投資損益(上図において黄色にハイライトした行項目)を企業の税金費用の下に表示する。これは、持分法投資損益が税引後の金額の持分相当額であることと整合している。しかし、それは投資先の税金を考慮した後の金額にすぎず、企業がその投資に関連して支払う追加的な税金を無視しているという反論もある。

アプローチ Bは、持分法投資損益を税引前の金額と考え、「税引前損益」の小計の前に表示する。これは、法域によって持分法投資に関連して企業に追加的に税金を課す可能性があることと整合している。投資先からの配当に税金に課される可能性があるため、持分法投資損益全体が税引前の金額であると考えること

もできる。反論としては、すべての法域において追加的に税金が課されるわけではなく、そのような税金がない法域において正当化できない可能性がある。

⇒ IASB スタッフは、投資先からの配当に対して税金が課される可能性があることをもって持分法投資損益全体が税引前の金額であると正当化することはできず、法域によって税制も異なるため、アプローチ B を支持しないとし、アプローチ A の方がより良いものとなる可能性があるとしている。

- (2) どのような場合に一部の投資先の損益が企業の事業活動にとって不可欠であると考えられるのか。

IASB スタッフの研究によれば、投資先の活動に性質によって企業がその投資先の損益を表示する方法に影響を与えることがあるとのことである。一部の投資は企業の事業にとって不可欠なものとして営業利益（これを表示している場合）に含めて表示され、他の投資は「受動的な (passive) 投資」として、営業利益の下に表示されていた。

IASB スタッフの研究によれば、どのような場合に投資先が企業の事業活動にとって不可欠なものであると考えるかについての決定的な証拠は見つけることはできなかったものの、投資先の事業が企業の主要事業と類似しているか、これと統合されている場合（例えば、建設会社が関連会社を通じてサービス委譲契約を遂行している場合）に、その投資先の業績を企業の営業損益（これを表示している場合）に含めて表示する傾向があったとのことである。

IASB スタッフは、企業のコア事業活動との近さで判断する場合、特定の投資に関する損益を EBIT に含めることを容認又は要求するかどうかが論点となるとして、前述のアプローチ A をさらに、次のように分けられる（IASB がアプローチ B を選択した場合でも同様に分けられる）としている。

アプローチ A1： 企業のコア事業活動にとって不可欠な投資に関する損益を EBIT に含めることを容認する。

アプローチ A2： 企業のコア事業活動にとって不可欠な投資に関する損益を EBIT に含めることを要求する。

いずれの場合も、EBIT の名称を適切に変更する必要がある。

⇒ IASB スタッフは、比較可能性のある EBIT を導入するというプロジェクトの目的や、利用者のニーズを勘案した結果、どちらのアプローチも適切ではなく、持分法投資損益は EBIT に含めるべきではないとしている。

(3) IASB は、持分法投資損益を表示するため、財務業績計算書に「投資」の区分を作ることを提案すべきか。

⇒ IASB スタッフは、持分法投資損益を表示するために「投資」の区分を作るためには、これとは識別される「営業」の区分を作る必要性があり、それが非常に困難であると予想されることから、提案しないこととしている。

(IASB スタッフの提案のまとめ)

10. 持分法投資損益の表示について、IASB スタッフの提案は次のとおりである。

- (1) 持分法投資損益について、財務業績計算書における特定の場所に表示することを要求する。
- (2) 持分法投資損益は、税金費用の後に表示する。

ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

11. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。

- (1) 持分法投資損益の表示を考えるにあたっては、持分法の性質を整理することが必要だが、その考え方については国際的に見解が分かれていると理解している。議論が十分にされていないなか、基本財務諸表プロジェクトにおいてこのような提案をすることは、適切ではないと考える。
- (2) 我々は、持分法投資の中に、企業のコア事業活動にとって不可欠なものと、独立したものがあると考えており、前者に関する損益は企業のコア事業活動に関する損益と同様に表示することが重要であると考えている。

ディスカッション・ポイント

持分法投資損益の表示に関する内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上